

資料2

「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改訂について

- 平成25年3月27日に水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件が告示され、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩について、公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準項目に追加され、併せて基準値が設定された。
- これを受け、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」で定めた別表2「浸出水の水質検査」の一部、別表3「浸出水処理施設放流水の水質検査」の一部及び別表5「放流先河川の水質検査」の一部を改訂することとしたい。
- なお、今回の一部改正では排水基準は設定されていないが、浸出水と放流水についても細目規程を改正し、水質検査を実施することとしたい。

※直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

- ・ 家庭用や工業用の界面活性剤（合成洗剤）として用いられるもの。
- ・ また、農薬に使われる乳化剤や、繊維を染色加工するための分散剤にも使われている。

【改訂内容】

1 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表2「浸出水の水質検査」

- ・ 項目15番目に以下の項目を追加。併せて追加項目以降の項目番号をずらす。

項目	法定測定回数 (廃止基準)	測定回数
15 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	二	4

2 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表3「浸出水処理施設の放流水水質検査」

- ・ 項目16番目に以下の項目を追加。併せて追加項目以降の項目番号をずらす。

項目	法定測定回数	測定回数
16 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	二	4

3 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表5 放流先河川の水質検査

- ・ 項目10番目に以下の項目を追加。併せて追加項目以降の項目番号をずらす。

項目	単位	環境基準（釜無川の環境基準当てはめ）	測定回数
10 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/l	0.03以下	4

○改訂前、改訂後の対照表は次頁のとおり。

1. 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表2 「浸出水の水質検査」

改訂前		
別表2 浸出水の水質検査		
測定場所：浸出水処理施設流入口		
検査項目及び測定回数 (測定回数：回/年)		
検査項目	法定測定回数 (廃止基準)	測定回数
1 水素イオン濃度(pH)	4	4
2 生物化学的酸素要求量(BOD)		
3 化学的酸素要求量(COD)		
4 浮遊物質(SS)		
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	2	4
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)		
7 フェノール類含有量		
8 銅含有量		
9 亜鉛含有量		
10 溶解性鉄含有量		
11 溶解性マンガン含有量		
12 クロム含有量		
13 大腸菌群数		
14 ノニルフェノール		
15 カドミウム及びその化合物		
16 シアン化合物		
17 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		
18 鉛及びその化合物		
19 六価クロム化合物		
20 ひ素及びその化合物		
21 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
22 アルキル水銀化合物		
23 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	2	4
24 トリクロロエチレン		
25 テトラクロロエチレン		
26 ジクロロメタン		
27 四塩化炭素		
28 1・2-ジクロロエタン		
29 1・1-ジクロロエチレン		
30 シス-1・2-ジクロロエチレン		
31 1・1・1-トリクロロエタン		
32 1・1・2-トリクロロエタン		
33 1・3-ジクロロプロペン	—	4
34 チウラム		
35 シマジン		
36 チオベンカルブ		
37 ベンゼン		
38 セレン及びその化合物		
39 ふっ素及びその化合物		
40 ほう素及びその化合物		
41 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
42 1, 4-ジオキサン		
43 アンモニア性窒素		
44 ダイオキシシン類	2	4

改訂後		
別表2 浸出水の水質検査		
測定場所：浸出水処理施設流入口		
検査項目及び測定回数 (測定回数：回/年)		
検査項目	法定測定回数 (廃止基準)	測定回数
1 水素イオン濃度(pH)	4	4
2 生物化学的酸素要求量(BOD)		
3 化学的酸素要求量(COD)		
4 浮遊物質(SS)		
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	2	4
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)		
7 フェノール類含有量		
8 銅含有量		
9 亜鉛含有量		
10 溶解性鉄含有量		
11 溶解性マンガン含有量		
12 クロム含有量		
13 大腸菌群数		
14 ノニルフェノール		
15 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	—	
16 カドミウム及びその化合物		
17 シアン化合物		
18 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		
19 鉛及びその化合物		
20 六価クロム化合物		
21 ひ素及びその化合物		
22 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
23 アルキル水銀化合物	2	4
24 ポリ塩化ビフェニル(PCB)		
25 トリクロロエチレン		
26 テトラクロロエチレン		
27 ジクロロメタン		
28 四塩化炭素		
29 1・2-ジクロロエタン		
30 1・1-ジクロロエチレン		
31 シス-1・2-ジクロロエチレン		
32 1・1・1-トリクロロエタン		
33 1・1・2-トリクロロエタン	—	4
34 1・3-ジクロロプロペン		
35 チウラム		
36 シマジン		
37 チオベンカルブ		
38 ベンゼン		
39 セレン及びその化合物		
40 ふっ素及びその化合物		
41 ほう素及びその化合物		
42 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
43 1, 4-ジオキサン		
44 アンモニア性窒素	—	4
45 ダイオキシシン類	2	4